

おはようございます。長崎寛親です。一般質問の機会を与えていただき感謝いたします。

先輩・同僚議員におかれましてはしばらくの間ご清聴賜ります宜しく
お願い致します。

生活保護関連についてお聞きしてまいります。

まずは、医療費の観点からお伺い致します。生活保護受給者が短期間に複数の病院で転院を繰り返す、いわゆるグルグル病院・グルグル生活とも呼ばれていますが、これは、生活保護受給者の公的機関の医療費の支出増や人権侵害にもつながる恐れがあることから問題点が指摘されています。厚生労働省では実態を把握するために、2014年度に初めて全国調査を実施し前年度3月に調査結果が明らかにされています。その調査結果によると2014年度の1年間で90日以上自宅に戻ることなく2回以上続けて転院した生活保護受給者が全国で4057人おられました。都道府県別では大阪が1287人で最も多く全体の3割以上を占めており、兵庫県は136人で全国では5番目に多い結果となっています。① ここでお伺い致します。その調査結果から90日以上自宅に戻らず2回以上転院をした受給者は本市では何人おられたのか？お答えください。

続いて、生活保護受給者のかかりつけ薬局についてお伺い致します。
東大阪市では、平成25年から過剰な薬の処方を防ぐため各受給者の薬を1カ所に限定する、かかりつけ薬局制度を導入しています。薬局を1カ所に限定してもらい自治体が発行する調剤券に登録薬局を明示し登録薬局のみ薬が受け取れます。メリットとしては過剰な診療や二重の薬の投与、不正な薬の転売目的等が抑制されることや過剰に処方されることで薬物依存の危険性が高まる向精神薬の多剤処方の抑制にもつながり健康管理面にも効果があります。

②国でもかかりつけ薬局の導入が検討されているようですが、現在どのような動向かお聞かせください。これで第一問を終わります。

(答弁)

第二問目を行います。

③ 新聞記事やテレビの報道でも報じられていましたが、短期間に転院を繰り返す、グルグル病院グルグル生活ですが実際このような事例があるのか？当局の見解をお聞かせください。

(答弁)

先ほどのご答弁で18人が短期転院についてお伺いしていきます。

④ 厚労省の調査結果では転院の必要性についても明らかにされています。90日以上自宅に帰らず2回以上転院した、全国4057人の内、福祉事務所が主治医から患者の転院の必要があるかどうか事情を聞いた557人の内転院が必要と判断されたのは185人とどまっています。約3人に2人は転院が必要ないのに転院しているということになります。この調査結果を受け一部新聞記事では短期入院の繰り返しは病院側が診療報酬の引き下げの前に転院を繰り返させた疑いがあると疑問を呈しています。

この調査結果をどの様に受け止めているのかお聞かせください。

⑤本市では18人が短期転院を繰り返えされていますが、福祉事務所が主治医から事情を聴いた結果、転院が必要な方と必要ではない方それぞれ何人おられたのか？お答えください。

(答弁)

⑥ご答弁では18人の内、転院（入院）の必要がないのは御2人ということですが、では何故、必要のない転院を繰り返されているのでしょうか？分かりやすくお答えください。

(答弁)

⑦患者の方の事情により、特養等の施設に入れないことや身寄りがなく在宅にも行けない社会的入院という事ですが、この事例で言うと不適切な転院でないということでいいか再度確認します。

(答弁)

⑧今回、本市の受給者においては不適切な転院ではありませんが、生活保護受給者が病院間で不自然な転院を繰り返し公費から医療費が過大に支払われる事態が横行している事が会計検査院の調査で明らかにされています。1年に20回近く転院する受給者もおり検査院は厚労省に是正を求めています。この点についてご説明く

ださい。

(答弁)

⑨ 生活保護受給者の医療費は全額が医療扶助として税金で賄われています。不適切な転院の繰り返しは公的医療費の増加を招くことになります。仮に病院側が示し合わせて、診療報酬が下がる前に転院を繰り返させようとした場合、福祉事務所等が的確に把握できるのでしょうか？お聞きかせください。

(答弁)

⑩ 生活保護受給者を転院させる場合、病院は自治体の福祉事務所に転院事由の発生連絡を前もって行うよう求められています。2014年度の調査結果はこの点についても調査しています。全国の短期転院を繰り返した4057人の内、届け出が転院後だった患者がいたのか？お聞かせください

(答弁)

⑪ 2720人が転院後の届け出という事ですが、これでは事前に転院の必要性を判断できないことになると考えられますが如何でし

ようか？

(答弁)

⑫では、本市では答弁頂いた18人の届け出状況は如何でしょう
か？

(答弁)

⑬6件が転院後の届け出で、これは2014年度の件数ですが、過去
から同じ様な状況が続いてきたと推察できます。1973年の旧
厚生省通知で生活保護者が転院する場合、医療機関に自治体はあ
らかじめ理由や転院先について連絡を求めるとされていますが、
会計検査院が調査し厚労省に是正を求められるまで何故？放置さ
れてきたのか？また、市として医療機関に対してこれまでどのよ
うに指導されてきたのか？お答えください。

(答弁)

⑭これは人権上の問題もあると思います。事前に福祉事務所への届
け出がないことで、もし、患者が十分な説明も受けないまま転院を
繰り返されているなら人権侵害にもなりかねません。詳しい説明

もないまま次の病院へ移されていないのか？福祉事務所はどの様に把握されているのかお答えください。」

(答弁)

⑮ これまで厚生労働省では各自治体に対して福祉事務所通じて不適切な転院の監視を強化する指示を出している様ですが、この点についてご説明ください。

(答弁)

⑯ チェックする体制で言うと本市の福祉事務所に嘱託医10名おられますがこれまでに不適切な転院のチェックはこれまで出来ていたのでしょうか？お答えください

(答弁)

⑰ 医療の専門職を充実させ直接、入院患者から直接ヒヤリングするなど、チェック機能を強化することが医療の抑制や人権の保護にもつながると言えます。もっとチェック機能を強化すべきと考えますがいかかでしょうか？

(答弁)

す。

⑱次にかかりつけ薬局についてお伺いします。東大阪市では導入後約3年が経過していますが、当局の評価をお聞かせください。

(答弁)

⑲私は、以前にも一般質問でかかりつけ薬局の義務化を検討してはどうかと質しましたがその時のご答弁では東大阪市の取り組みを注視し検証していきたいと述べられました。現在に至るまでどの様に検証したのか？結果も合わせてお聞かせください。

(答弁)

以上で私の全ての質問を終わります。ご清聴賜りありがとうございました。